

【 コミュニティ助成事業実施概要 】

一般コミュニティ助成事業

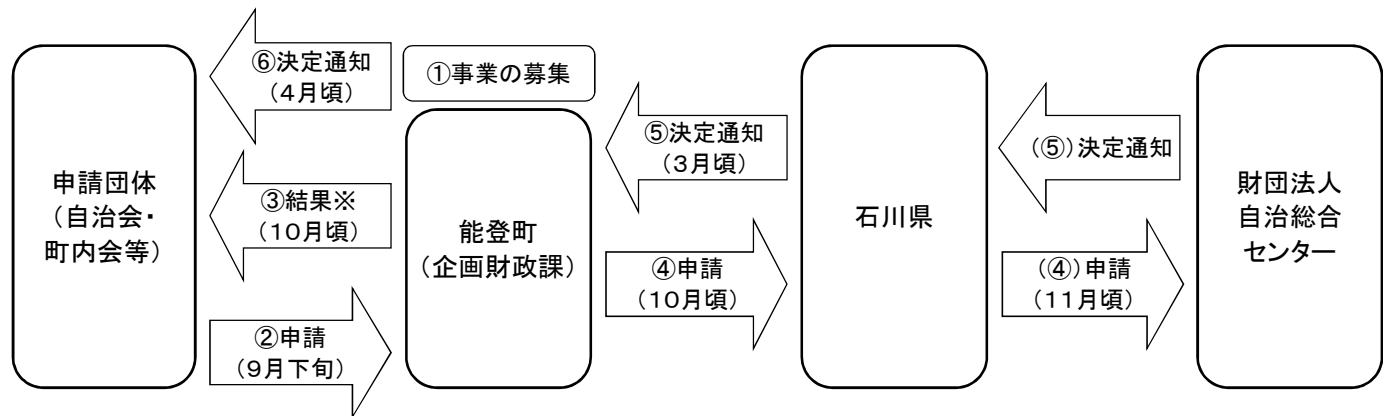
概 要	対象団体	助成金額 (10万円単位)	対 象 経 費
住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すものでコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業	市町村又は コミュニティ 組織	100～250万円	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。

青少年健全育成助成事業

概 要	対象団体	助成金額 (10万円単位)	対 象 経 費
青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業）ソフト事業	市町村又は コミュニティ 組織	30～100万円	青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。ただし、備品は対象外とする。

【 申請から決定までの流れ 】

- ① 町は申請を希望する自治会・町内会等を9月頃にホームページ等で募集。
- ② 申請を希望する団体は、「コミュニティ助成事業申請希望書（様式第1号）」を期限（9月下旬）までに町へ提出。
- ③ 申請件数が多い場合(※)、町は審査会で優先順位を決定し、審査又は抽選結果を申請者へ「コミュニティ助成事業結果通知書（様式第2号）」にて通知。
- ④ 町は助成事業を県へ申請し、県は財団法人自治総合センターへ11月頃に申請。
- ⑤ 財団法人自治総合センターから県を経由して翌年の3月頃に町へ助成の決定を通知。
- ⑥ 町から申請団体へ「コミュニティ助成事業決定通知書（様式第3号）」により助成の決定を通知。



【 決定から入金までの流れ 】

- ① 決定通知を受けた自治会・町内会等は、「コミュニティ助成事業申請希望書（様式第1号）」のとおり事業を実施。
- ② 助成金額及び事業内容の変更が生じた場合は、「コミュニティ助成事業変更申請希望書（様式第4号）」を町へ提出。
- ③ 事業の完了後、速やかに「コミュニティ助成事業実績報告書（様式第5号）」を町へ提出。
- ④ 町は「コミュニティ助成事業実績報告書（様式第5号）」を審査し、適当と認めた場合は助成金を交付。

